

## 薬物乱用防止対策

1. 大麻等の薬物に係る規制の見直し
2. 厚生労働省における広報啓発活動
3. 麻薬取締部における薬物乱用防止対策
4. 次期薬物乱用防止五力年戦略に向けて

令和 4 年 1 0 月  
厚生労働省医薬・生活衛生局  
監視指導・麻薬対策課

# 1. 大麻等の薬物に係る規制の見直し

# 国内における薬物情勢について

## 国内における薬物情勢

- ①我が国における令和3年の覚醒剤事犯の検挙人員は7,970人と3年連続で1万人を下回り、再犯者率も15年ぶりに減少したが、検挙者数、再犯者率ともに依然として高水準で推移している。
- ②大麻事犯の検挙人員は、前年から523人増加して5,783人と8年連続で増加、6年連続で過去最多を更新しており、乱用拡大に歯止めが効かない状況である。特に30歳未満の検挙人員の全体に占める割合は68.0%を記録するなど、若年層での大麻乱用の拡大が顕著となっている。

### ★「薬物乱用対策推進会議」

政府全体で薬物に対する強力な取締り、広報啓発その他総合的かつ積極的な施策を推進する目的で設置されたもの。

平成30年8月3日に策定した基本計画である「第五次薬物乱用防止五か年戦略」に基づき、各省庁において対策を実施している。

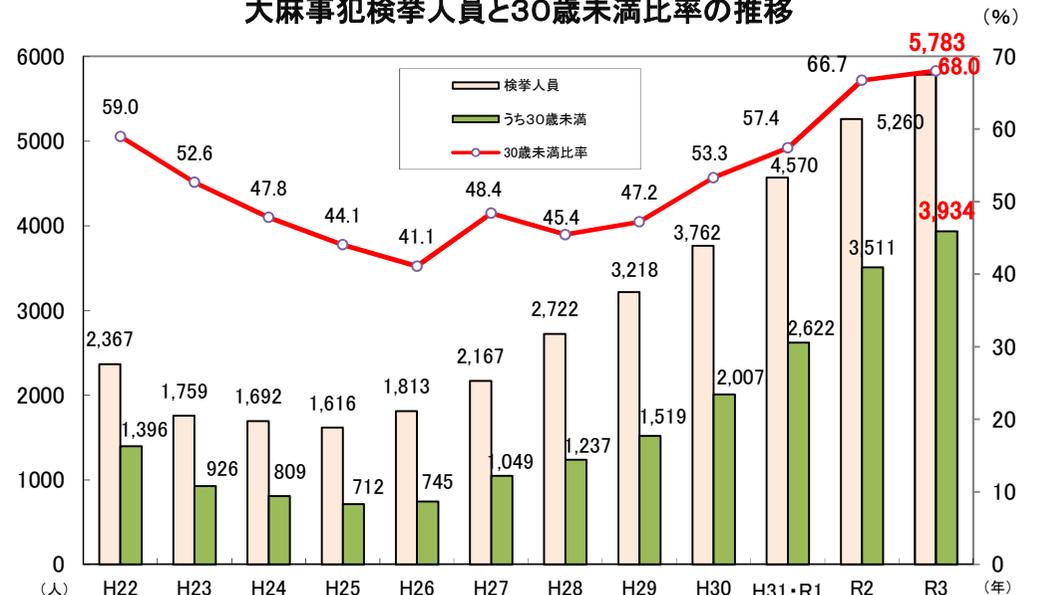
※平成29年3月から厚生労働大臣が同会議の議長となった。(内閣府から厚生労働省へ事務局が移管)

※「薬物乱用防止五か年戦略」とは、薬物乱用を防止するため各省庁が連携して取り組む薬物対策の基本計画。

### 覚醒剤事犯検挙人員と再犯者率の推移



### 大麻事犯検挙人員と30歳未満比率の推移



# 大麻等の薬物に係る規制の見直しについて

## 大麻規制検討小委員会の開催

近年の若年層を中心とした大麻事犯の増加等の国内における薬物情勢や、諸外国における大麻から製造された医薬品の医療用途への活用等の国際的な動向を踏まえ、今後の薬物対策のあり方を検討するため、令和3年1月から「大麻等の薬物対策のあり方検討会」を計8回にわたり開催し、同年6月25日に、

- ・大麻草の部位による規制から成分に着目した規制への見直し
- ・大麻から製造された医薬品の背用に関する見直し
- ・大麻の「使用」に対する罰則の導入
- ・再乱用防止と社会復帰支援の推進

等について基本的な方針が示されたとりまとめを公表した。

厚生労働省では、同とりまとめを受けて、大麻取締法及び麻薬及び向精神薬取締法の改正に向けた議論、その技術的な論点の整理等を行うため、令和4年3月に厚生科学審議会医薬品医療機器制度部会の下に大麻規制検討小委員会を設置し、5月から9月にかけて、医療ニーズへの対応、薬物乱用への対応、大麻の適切な利用の推進、適切な栽培及び管理の徹底の4つのテーマについて、有識者の方々に必要な議論をいただき、同年10月19日に議論のとりまとめを公表した。

## 今後の予定

「大麻規制検討小委員会」とりまとめにおいて示された基本的な方向性を踏まえ、引き続き、大麻取締法等のできる限り早期の改正を目指して、必要な検討を進めていく予定。

# 参考資料

(大麻規制検討小委員会の開催)

# 大麻規制検討小委員会について

## 1. 設置趣旨

- 近年の若年層を中心とした大麻事犯の増加等の国内における薬物情勢や、諸外国における大麻から製造された医薬品の医療用途への活用等の国際的な動向を踏まえ、今後の薬物対策のあり方を検討するため、昨年1月に「大麻等の薬物対策のあり方検討会」を設置し、6月に報告書を取りまとめた。その報告書を受けて、大麻取締法及び麻薬及び向精神薬取締法の改正に向けた議論、その技術的な論点の整理等を行うために、医薬品医療機器制度部会の下に大麻規制検討小委員会を設置し、必要な検討を行う。

## 2. 検討事項

- 医療ニーズへの対応、薬物乱用への対応、大麻の適切な利用の推進、適切な栽培及び管理の徹底等について。

## 3. 委員構成

- 医学、法学、薬理学、生薬学、分析化学、精神医学（依存症）等の専門家、医療関係団体、地方自治体関係者により構成。

## 4. 開催状況

- 令和4年5月25日第1回委員会を開催（全4回開催）。
- 令和4年10月19日とりまとめ公表。
- 議事は公開とする。

# 大麻規制検討小委員会の構成委員について

氏名	所属・役職
太田 達也	慶應義塾大学法学部 教授
神村 裕子	公益社団法人日本医師会 常任理事
◎合田 幸広	国立医薬品食品衛生研究所 所長
小林 桜児	地方独立行政法人神奈川県立病院機構 神奈川県立精神医療センター 依存症診療科・依存症研究室・副院長
鈴木 勉	学校法人湘南ふれあい学園 湘南医療大学 薬学部長
関野 祐子	東京大学大学院農学生命科学研究科 獣医学専攻 特任研究員
富永 孝治	公益社団法人日本薬剤師会 常務理事
中島 真弓	東京都福祉保健局健康安全部薬務課長
橋爪 真一郎	日本製薬団体連合会（塩野義製薬株式会社 CSR推進部）
花尻 瑠理	国立医薬品食品衛生研究所 生薬部第3室長
船田 正彦	学校法人湘南ふれあい学園 湘南医療大学 薬学部 教授

◎委員長 [五十音順、敬称略]

# 大麻規制検討小委員会の開催状況について

## 第1回（令和4年5月25日開催）

- 議題1 大麻取締法等の施行状況と課題について
- 議題2 大麻関連障害患者の特徴と国内における治療・支援体制  
(参考人：国立研究開発法人 国立精神・神経医療研究センター  
精神保健研究所 薬物依存研究部 部長 松本俊彦 先生)
- 議題3 大麻取締法等の改正に向けた論点について①

## 第2回（令和4年6月29日開催）

- 議題1 大麻の適正な利用の促進
  - (1) 大麻事犯の現状について
  - (2) カンナビノイドの化学的性質  
(国立医薬品食品衛生研究所生薬部第3室長 花尻 瑠理 委員)
  - (3) 大麻由来製品の使用とTHCによる使用の立証について
- 議題2 適切な栽培及び管理の徹底
  - (1) 大麻栽培と精麻の加工  
(参考人：日本大麻生産者連絡協議会会長 大森由久 氏)
  - (2) 大麻草の栽培規制と栽培管理について
- 議題3 議題のまとめ
  - (1) 大麻取締法等の改正に向けた論点について②

## 第3回（令和4年7月29日開催）

- 議題1 大麻草の適切な栽培及び管理の徹底について②
  - (1) 大麻種子の生産及び流通管理について  
(参考人：国立大学法人 筑波大学 生命環境系 林 久喜 教授)  
(参考人：一般社団法人 日本種苗協会 専務理事 福田 豊治 氏)
  - (2) 大麻草の栽培規制と大麻研究者免許について
- 議題2 大麻規制のあり方に関する議論の振り返りについて
  - (1) 第1回及び第2回の議論の振り返りについて

## 第4回（令和4年9月29日開催）

- 議題 とりまとめ

# 大麻規制検討小委員会のとりまとめ（概要）

## 1. 医療ニーズへの対応

- 国際整合性を図り、医療ニーズに対応する観点から、大麻から製造され医薬品医療機器等法に基づく承認を得た医薬品について、その輸入、製造及び施用を可能とするべき。（大麻取締法第4条では、大麻から製造された医薬品の施用、交付、受施用を禁止していることから、当該第4条等の関係条項を改正）

## 2. 薬物乱用への対応

- 他の薬物の取締法規では所持罪とともに使用罪が設けられていることを踏まえ、大麻についても、医薬品の施用・受施用等を除き、その使用を禁止（いわゆる「使用罪」）するべき。その際、薬物乱用者に対する回復支援の対応を推進し、薬物依存症の治療等を含めた再乱用防止や社会復帰支援策も充実させるべき。
- 従来大麻草の部位による規制に代わり、成分に着目した規制を導入するべき。（麻薬及び向精神薬取締法の下での規制に移行）

### ○大麻に含まれる主な成分

#### テトラヒドロカンナビノール（THC）・・・

幻覚等の精神作用を示す麻薬として規制すべき成分

#### カンナビジオール（CBD）・・・

麻薬の性質がなく、医薬品の原料、食品やサプリメントとしても利用される成分（海外でも規制されていない）

## 3. 大麻の適切な利用の推進

- カンナビジオール（CBD）などの大麻由来製品の安全かつ適切な流通の確保のため、テトラヒドロカンナビノール（THC）の残留限度値を設定、明確化していくべき。その際、製造販売等を行う事業者が限度値適合性を担保することを基本とし、併せて、買い上げ調査等を含めた行政による監視指導等により対応するべき。

## 4. 適切な栽培及び管理の徹底

- 免許制度による適正な管理の下で、現行法の繊維又は種子を採取する目的に加え、新たな産業利用（CBD製品を含む）、医薬品原料の用途に向けた生産についても栽培の目的として追加するべき。
- 現行用途及び新たな産業用途（医療用原料用途を除く）の大麻草の栽培について、0.2%のような海外の事例等を踏まえ、大麻草のTHC含有量の上限値を設定し、種子の管理により、上限値への適合性を確保するべき。
- THC上限値以下の産業用途の大麻草（低THC大麻草）の栽培は、現行よりも栽培しやすい合理的な栽培管理規制や免許制度とするべき。
- 欠格事由以外の免許基準も、統一的な免許・栽培管理基準として明確化していくべき。産業用途の大麻草の栽培は、適した免許権者（都道府県を含む）を検討するとともに、医薬品原料用途の栽培は、国による管理を基本とするべき。

## 2. 厚生労働省における 広報啓発活動

# 薬物乱用防止デジタル広報啓発事業（拡充）

令和4年度予算額  
60,000千円

令和3年度予算額  
30,000千円

## 1. 現状・課題

- 第五次薬物乱用防止五か年戦略（平成30年8月薬物乱用対策推進会議）において、「目標1 青少年を中心とした広報・啓発を通じた国民全体の規範意識の向上による薬物乱用未然防止」が掲げられている。
- 令和2年の大麻の検挙者数は5,260人になり、うち6割以上を若年層が占めていることから、若年層における大麻汚染及び、覚醒剤事犯の検挙人員の再犯率も60%台の高水準を維持しており深刻な問題となっている。
- 若年層の大麻汚染が広がるなか、令和2、3年度計画していた集会を伴う各種啓発運動・大会がコロナ禍により相次いで中止となり、憂慮すべき状況となっており、デジタルツールにより情報収集に長けた現代の若年層に対する新たな啓発広報が必要となっている。
- スマートフォン等の普及により、手軽にインターネット、特にSNS等を利用して情報共有が容易になっており、不正薬物の取引形態の多様化及び巧妙化。  
⇒以前のような暴力団員等の反社会的なコミュニティに属さずとも（虞犯少年でなくても）、違法薬物が容易に手に入る環境になったことにより、違法薬物に対するハードルが低下。
- 既存の啓発広報は、生涯経験率が諸外国より著しく低いことから効果が認められる一方、詳細な効果検証が難しいことから、新たな広報啓発が必要となっている。

## 2. 事業目的

昨今、インターネットの普及により、暴力団組員等の反社会的なコミュニティに近い家庭や環境に問題を抱える層でなくても、違法薬物に手を出しやすくなっていることから、現代社会における薬物使用予備軍（ハイリスク層）に対する啓発広報が求められる。現代のデジタル化による若年層のハイリスク層に対して、集会を伴う運動・大会やアナログ媒体（ポスター・リーフレット等）による啓発広報だけでは対象者に浸透しにくいことから、対象者を限定しデジタル広報により有効的な啓発広報を展開する。

## 3. 事業内容

- ①啓発対象者（ハイリスク層）の絞り込み
- ②対象者に有効なコンテンツの作成
- ③対象者に対して、薬物犯罪が近年増加しているツール（Twitter等）で配信
- ④効果検証

## 4. 令和3年度事業実績

1ヶ月という短期間で、約1200万回ユーザーの手元で広告が示され、約8.4万人が自らの意思で能動的に啓発コンテンツに流入した。

デジタル広告の“前フリ”で「情報を受け取りやすくする状態」をつくり、啓発コンテンツの受け皿で「大麻は有害」という情報を啓発。

## A方向 活用ナッジ：アンカー効果

先に与えられた数字や情報（アンカー）によって、その後の判断や行動に影響が及ぼされる心理効果

### デジタル広告

#### 前フリ

世の中の大麻情報の多くが間違っているという認識をつくる



### 啓発コンテンツ

#### 受け皿

大麻について本当のことを知っているか問いかける



## B方向 活用ナッジ：損失回避性

同等の利益と損失が存在したときに、利益よりも損失を大きく評価し避けようとする人間心理

### デジタル広告

#### 前フリ

「大切な人を失う」という、見えてない損に気づかせる



### 啓発コンテンツ

#### 受け皿

大切な人に迷惑を掛け、自分自身も居場所を失くすことを情緒的に伝える



# 外国人向け啓発資料の掲載案内

これまで、日本語と英語での啓発資料を作成していましたが、都道府県等から他の言語の啓発資料の要望があったことから、外国人薬物犯罪者数等を考慮し、新たに10言語の啓発資料を作成いたしましたので、ご活用いただけますようお願いいたします。厚生労働省HP「薬物乱用防止に関する情報」に掲載。(以下URL参照)

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou\\_iryuu/iyakuhin/yakubuturanyou/index.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/iyakuhin/yakubuturanyou/index.html)

中国語 (繁体)

ペルシャ語

警告

進口非法毒品等行為將會受罰

進口・持有下列毒品(例)者將依法處以刑罰

● 罂粟殼
● 大麻
● 古柯鹼





● 海洛英
● 搖頭丸(MDMA)
● 新興影響精神物質(NPS)

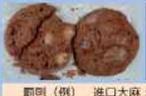




可能觸法

請注意，在日本國以外的國家・地區  
可合法販售的零食等產品亦可能含有大麻成分

例：餅乾、奶油、飲料、製造成分含有大麻之醫療產品等





罰則(例) 進口大麻：7年以下有期徒刑。持有大麻：5年以下有期徒刑

◎ 依據毒品處理法之法律・罰則不同  
◎ 依據法律 毒品及精神藥劑取締法 大麻取締法 醫藥取締法 醫療品醫療機器等法 進口法

厚生労働省  
MINISTRY OF HEALTH, LABOUR AND WELFARE

## 禁止攜帶大麻・大麻產品入境

栽種大麻・進口大麻產品等將依法處以刑罰



● 大麻



● 罰則(大麻取締法) ※ 詳情請參閱以下網址內容  
<http://www.japaneselawtranslation.go.jp/law/detail?id=2594&en=D4&re=D2>

進口者，處7年以下有期徒刑(營利者處10年以下有期徒刑)  
持有者，處5年以下有期徒刑(營利者處7年以下有期徒刑)

◎ 依據毒品處理法之法律・罰則不同  
◎ 依據法律 毒品及精神藥劑取締法 大麻取締法 醫藥取締法 醫療品醫療機器等法 進口法

厚生労働省  
MINISTRY OF HEALTH, LABOUR AND WELFARE

## اخطار

واردات مواد مخدر ممنوعه مجازات قانونی دارد



واردات یا همراه داشتن مواد مخدری (مانند موارد زیر) جرم محسوب می‌شود



ممكن است غیرقانونی محسوب شود

اصفا توجه داشته باشید که برخی از تنقلات و سایر محصولات که در کشورها یا مناطق دیگر به طور قانونی به فروش می‌رسند، حاوی ماریجوآنا هستند

به عنوان مثال: کلوچه، کره، نوشیدنی، داروهای ساخته شده از ماریجوآنا و غیر

مجازات (نمونه) وارد کردن ماریجوآنا: تا ۷ سال زندان، همراه داشتن ماریجوآنا: تا ۵ سال زندان

◎ 依據毒品處理法之法律・罰則不同  
◎ 依據法律 毒品及精神藥劑取締法 大麻取締法 醫藥取締法 醫療品醫療機器等法 進口法

厚生労働省  
MINISTRY OF HEALTH, LABOUR AND WELFARE

## ممنوعیت همراه داشتن ماریجوآنا و محصولات حاوی آن

کشت ماریجوآنا و واردات محصولات حاوی آن مجازات قانونی دارد



● ماریجوآنا



● نمونه‌ای از \*محصولات حاوی ماریجوآنا

\* محصولات حاوی ماریجوآنا یعنی تمامی محصولات به غیر از آن دسته از محصولاتی که از کشت دانه یا ساقه‌های رسیده (به استثنای آنکه با شیر) تهیه ماریجوآنا (شاهدانه) تهیه شده‌اند.

نوع مجازات (قانون کنترل ماریجوآنا) \* برای اطلاع از جزئیات بیشتر به لینک زیر مراجعه شود.  
<http://www.japaneselawtranslation.go.jp/law/detail?id=2594&en=D4&re=D2>

در صورت واردات ماریجوآنا، تا ۷ سال زندان (به قصد کسب منفعت تا ۱۰ سال زندان)  
در صورت همراه داشتن ماریجوآنا، تا ۵ سال زندان (به قصد کسب منفعت تا ۷ سال زندان)

◎ 依據毒品處理法之法律・罰則不同  
◎ 依據法律 毒品及精神藥劑取締法 大麻取締法 醫藥取締法 醫療品醫療機器等法 進口法

厚生労働省  
MINISTRY OF HEALTH, LABOUR AND WELFARE

- その他の言語
  - 韓国語、ポルトガル語、ベトナム語、タミル語、タガログ語、タイ語、スペイン語、シンハラ語

# 3. 麻薬取締部における 薬物乱用防止対策

# 麻薬取締官の取締状況

## 1. 法令別検挙件数・人員

		平成29年	平成30年	平成31・令和元年	令和2年	令和3年
覚醒剤取締法	件数	207	270	190	267	185
	人員	214	305	245	267	162
大麻取締法	件数	255	334	354	359	348
	人員	246	369	442	414	419
麻薬及び向精神薬取締法	件数	76	132	108	111	130
	人員	83	129	92	109	113
麻薬特例法	件数	26	16	73	70	92
	人員	27	35	80	99	85
あへん法	件数	0	1	0	4	1
	人員	0	1	0	3	1
医薬品医療機器法	件数	89	48	24	15	27
	人員	77	46	20	17	25
合計件数		653	801	749	826	783
合計人員		647	885	879	909	805

注1) 警察等関係取締機関との合同捜査による検挙件数・人員を含む。

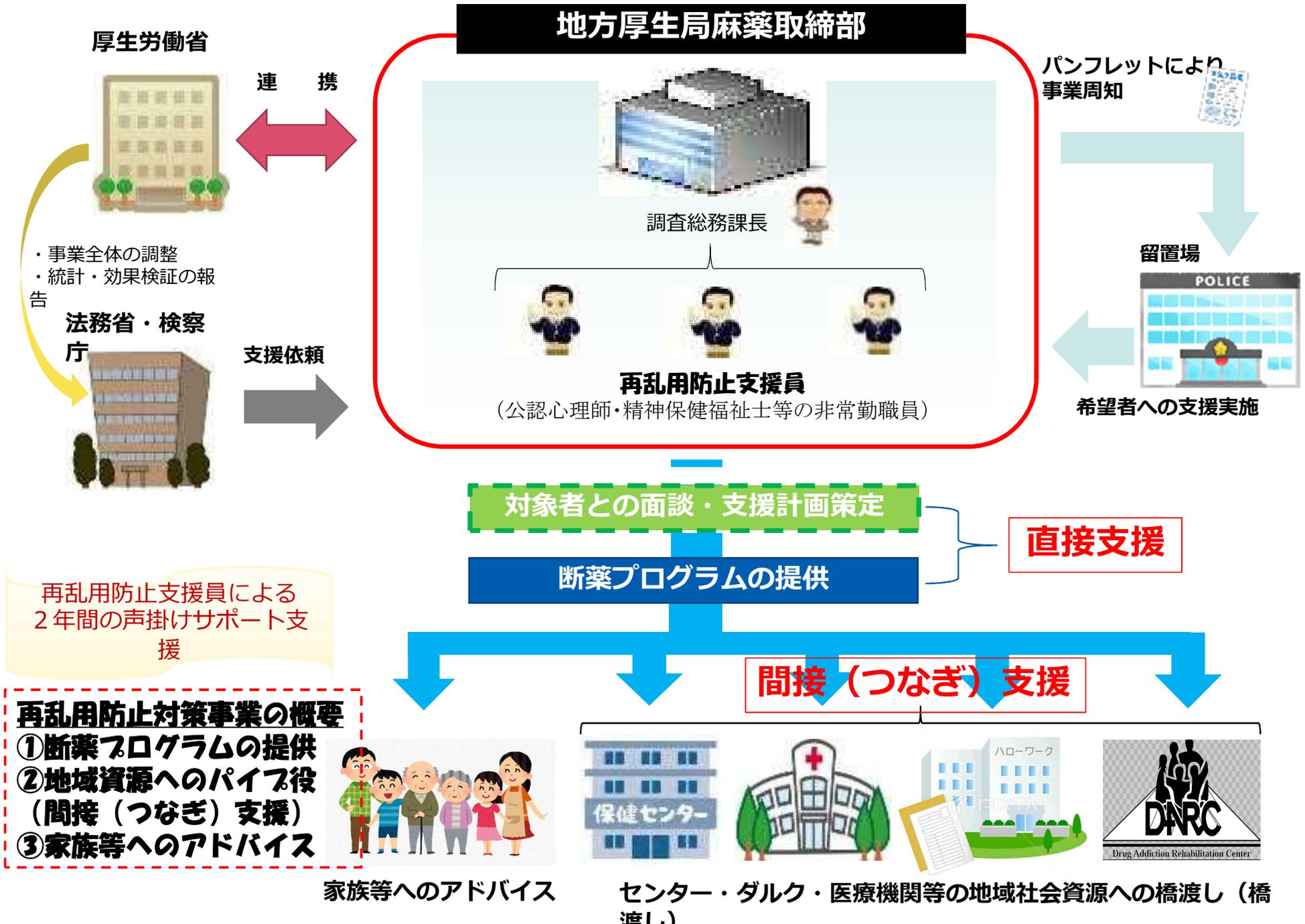
## 2. 主な薬物の押収量

	平成29年	平成30年	平成31・令和元年	令和2年	令和3年
ヘロイン (kg)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
コカイン (kg)	1.3	0.4	0.2	0.1	2.9
乾燥大麻 (大麻たばこを含む) (kg)	109.7	104.4	108.4	106.3	42.9
大麻草 (本)	1,819	3,068	4,791	4,171	2,508
大麻樹脂 (kg)	0.2	0.5	0.7	0.1	0.1
あへん (g)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
覚醒剤 (kg)	827.6	346.1	1714.1	682	473.4

注2) 警察等関係取締機関との合同捜査により押収した薬物を含む。

注3) 覚醒剤については、粉末のみ計上。

# 薬物乱用者に対する再乱用防止対策事業イメージ



# 4. 次期薬物乱用防止五力 年戦略に向けて

## 次期薬物乱用防止五カ年戦略に向けて

### 平成30年

- 覚醒剤事犯検挙人員は依然として1万人超。
- 大麻事犯検挙人員は3,762人、コカイン事犯検挙人員は217人と過去最高。
- 大麻を含有する食品の健康被害の発生、コカイン・MDMA等の押収量増加等、乱用薬物の多様化。

### 平成31・令和元年

- 密輸入事犯の検挙件数及び水際での薬物押収量が過去最高。
- 覚醒剤事犯の検挙人員が8,730人と1万人を下回る。

### 令和2年

- 大麻事犯の検挙人員が5,260人と4年連続で過去最多を更新。特に若年層における乱用拡大が懸念。「大麻乱用期」とも言える状況。
- 2年連続覚醒剤事犯の検挙人員が8,654人と1万人を下回るも、再犯者率は68.6%と14年連続上昇。

### 令和3年

- 大麻検挙人員が5,783人と8年連続で増加し、5年連続で過去最多を更新。若年層を中心に大麻乱用の拡大が顕著であり、「大麻乱用期」であることが確実と言える状況。

### 令和5年

第五次薬物乱用防止五カ年戦略は令和4年をもって期間終了となる中、依然として国内の薬物情勢は予断を許さない状況にある。関係省庁及び各都道府県一丸となって薬物乱用防止対策に取り組むため、新たな五カ年戦略の策定を検討。